

第 3 8 号 議 案

新宿区職員の給与に関する条例の一部を改正する  
条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年 6 月 12 日

提出者 新宿区長 吉住 健一

## 新宿区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

新宿区職員の給与に関する条例（昭和 27 年新宿区条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条第 2 項第 1 号中「同じ。」の次に「又はパートナーシップ関係（双方又はいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常の生活において継続的に協力し合うことを約した二者間の関係その他の婚姻関係に相当すると任命権者が認める二者間の関係をいう。）の相手方（以下「パートナーシップ関係の相手方」という。）」を加える。

第 11 条の 3 第 1 項第 2 号中「、配偶者」の次に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加え、「のない」を「及びパートナーシップ関係の相手方のいずれもない」に改める。

第 12 条の 2 第 1 項及び第 2 項中「配偶者」の次に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加える。

### 附 則

#### （施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（新宿区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

2 新宿区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成 30 年新宿区条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

附則第 11 項中「引き続き」の次に「、配偶者を有しない場合（新宿区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和 5 年新宿区条例第 号）の施行の日（以下「令和 5 年改正条例施行日」という。）以後にあっては、配偶者及びパートナーシップ関係（双方又はいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常の生活において継続的に協力し合うことを約した二者間の関係その他の婚姻関係に相当すると任命権者が認める二者間の関係をいう。）の相手方（以下「パートナーシップ関係の相手方」という。）のいずれも有し

ない場合）で、かつ」を加える。

附則第12項中「が配偶者」の次に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加える。

附則第14項中「配偶者」の次に「又はパートナーシップ関係の相手方」を、「生じた日」の次に「（令和5年改正条例施行日前にパートナーシップ関係の相手方を有するに至った場合は、令和5年改正条例施行日）」を加える。

（提案理由）

職員の扶養手当、住居手当及び単身赴任手当の支給要件を見直し、パートナーシップ関係の相手方を配偶者と同等に取り扱うこととする必要があるため